



マイナンバーカードをつくらう!



■マイナンバーカード交付申請書が再送付されます。

まだマイナンバーカードを取得していない方を対象に、オンライン申請が可能なQRコード付きの交付申請書が地方公共団体システム機構より順次送付されます。

交付手数料は無料ですので、この機会にぜひマイナンバーカードをつくりましょう。

- 対象者 マイナンバーカードをお持ちでない方
※ただし、75歳以上の方、乳児、国外転入者等は別の機会に送付又は、送付予定となっています。
- 発送時期 令和2年12月30日～令和3年3月末まで順次発送
- 申請方法 交付申請書内のQRコードをスマートフォンなどで読み取り、メールアドレスと連絡用氏名、顔写真データ、生年月日を登録するだけで、オンラインで簡単に申請ができます。
※紙の交付申請書と返信用封筒も同封されていますので、郵送申請も可能です。



マイナンバーカードって何に利用できるの？

マイナンバーカードとは、申請して取得できる顔写真付きのカードです。マンナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。



本人確認書類として利用

- ・写真付き本人確認書類が必要な時にも!
- ・運転免許証やパスポートと同様に!



様々な手続きでマイナンバーの提示を求められた時も

- ☆マイナンバーの提示と、本人であることの確認を1枚で済ませられる!
- ☆金融機関での口座開設などにも使える!



マイナンバーカードを取得した後は...

マイナポイントを申し込みましょう!

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をすると、そのサービスで、ご利用金額の25%分のポイントがもらえるのが「マイナポイント」のしくみです。(お一人あたり5,000円分が上限です)

●対象期間が延長されました!

令和3年3月末までにカードの交付申請をした方を対象に、令和3年9月末までのマイナポイントの申込、決済サービスの利用によりマイナポイントが取得可能となりました。

●申込方法

- ①令和3年3月末までにマイナンバーカードの交付申請をすること。
- ②役場ロビーに手続きスポットがありますので、マイナンバーカード、ご自身で設定した数字4桁のパスワード、申込する決済サービスの情報(カード等)をご用意のうえ、手続きしてください。
※ご自身のスマートフォン等でも手続き可能です。役場では手続き支援も行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

マイナンバーカードに関すること 町 民 課 (☎2-2453)
マイナポイントに関すること まちづくり推進課 (☎2-2450)

(有料広告)



社団法人全日本不動産協会員 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業

長万部町字平里99-25
TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

●土地 ●建物 ●売買 ●賃借 ●仲介代理 ●一般建築 ●屋根板金

売りたい方、買いたい方、
不動産のことならお任せください!